

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の区域以外の区域にあつては、土木事務所長(以下「所長」という。)に委任する。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>第2条~第6条 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第7条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示、設置、継続)許可申請書(第1号様式)を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所を管轄する所長(当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所が逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域である場合には、知事。以下「所管の所長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第7条の2~第31条 (略)</p> <p>別表第1~別表第5 (略)</p> <p>第1号様式~第4号様式の3 (略)</p> <p>第5号様式・第6号様式 (別紙)</p> <p>第7号様式~第20号様式 (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、<u>鎌倉市</u>、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の区域以外の区域にあつては、土木事務所長(以下「所長」という。)に委任する。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>第2条~第6条 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第7条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物(表示、設置、継続)許可申請書(第1号様式)を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所を管轄する所長(当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所が<u>鎌倉市</u>、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域である場合には、知事。以下「所管の所長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第7条の2~第31条 (略)</p> <p>別表第1~別表第5 (略)</p> <p>第1号様式~第4号様式の3 (略)</p> <p>第5号様式・第6号様式 (別紙)</p> <p>第7号様式~第20号様式 (略)</p>

第5号様式(第8条関係)



備考1×直径は、13センチメートル又は3.7センチメートルとする。

- 2×鎌倉市、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市(町又は村)」と記載する。

追加 [昭和33年規則25号]、一部改正 [昭和49年規則103号・平成2年76号・10年56号・12年103号・13年15号・14年26号・15年74号・16年4号・17年76号・146号・18年69号・101号・20年33号・21年78号・23年15号・58号・25年9号]

第6号様式(第8条関係)



備考1×直径は、3.7センチメートルとする。

2×鎌倉市、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市(町又は村)」と記載する。

追加〔昭和33年規則25号〕、一部改正〔昭和49年規則103号・平成2年76号・10年56号・12年103号・13年15号・14年26号・15年74号・16年4号・17年76号・146号・18年69号・101号・20年33号・21年78号・23年15号・58号・25年9号〕

◎〔神奈川県一八三八〕

三四三五の六